

令和5年
10月1日開始!

インボイス制度

JAグループ

1 課税事業者と免税事業者

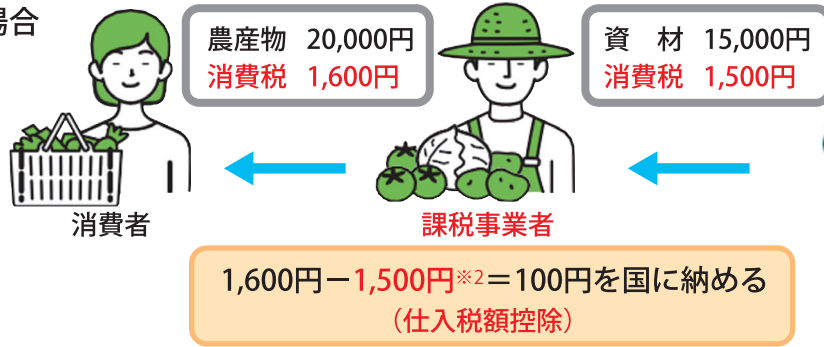
課税事業者とは、前々年の課税売上高^{※1}が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高^{※2}が1,000万円以下の事業者です。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

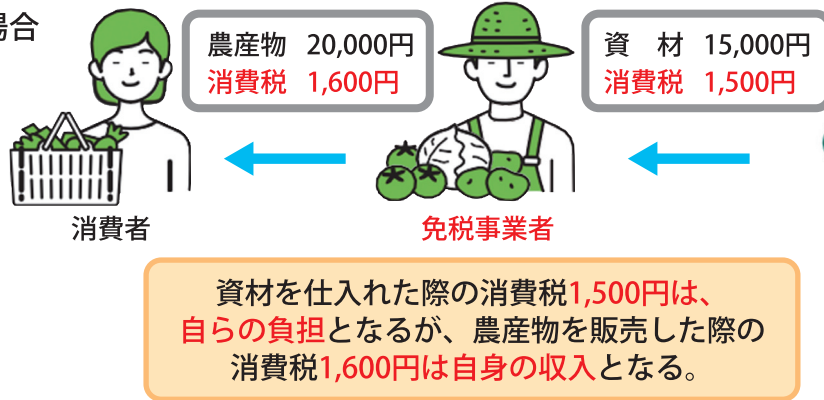
課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

■ 農家が課税事業者の場合



※令和5年10月1日以降は
原則としてインボイスが
必要

■ 農家が免税事業者の場合



2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

■ 販売時・仕入時の対応

事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの 求めに応じインボイスの発行が義務化 [※]	売り手から発行された インボイスを基に計算 [※]	現行通り (インボイスの不要)
課税事業者 免税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)	インボイスがない取引は 仕入税額控除が できなくなります	—

※農協特例 (3ページ①を参照) の適用を受ける場合を除く

3 インボイス（適格請求書）とは

消費税の税率が複数存在する中、**売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のこと**をいいます。



売り手



インボイス



買い手

記載事項

- 売り手の名前および登録番号
- 取引の日付
- 何を売ったのか
(軽減税率が適用されるものであればその旨)
- 税率ごとに区分した販売代金の合計および適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額
- 買い手の名前
(不特定多数の者に販売する場合は不要)

4 適格請求書発行事業者とは

納税地の所轄税務署から**事業者登録番号の交付**を受けた事業者のことを、適格請求書発行事業者といいます。
インボイスは、**適格請求書発行事業者でない**と発行をすることができません。



事業者

申請※

登録番号



税務署

※ e-taxによる申請も可。郵送の場合は管轄地域の「インボイス登録センター」へ

5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に適格請求書発行事業者となり、インボイスの発行ができるようにするためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ 登録申請のスケジュール 国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―」を基に作成

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として
令和5年3月31日
までに登録申請を行う必要があります

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の開始

※免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、**登録申請はあくまで任意です。特に消費税の免税事業者である方は、適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になりますので、申請の前に慎重な検討が必要です。**

(4ページ『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照)



農作物を販売する場合

① J A等に販売を委託する場合(農協特例)

組合員である生産者の農産物を J A等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は**適格請求書発行事業者**であっても**インボイスの交付義務が免除**されます。この場合、購入者は J A等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、**生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。**

■ 農協特例が適用される取引の例



② J Aファーマーズマーケットで委託販売する場合(媒介者交付特例)

ファーマーズマーケットでの委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため**農協特例は適用されませんが**、出荷者が**適格請求書発行事業者**の場合は J Aが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

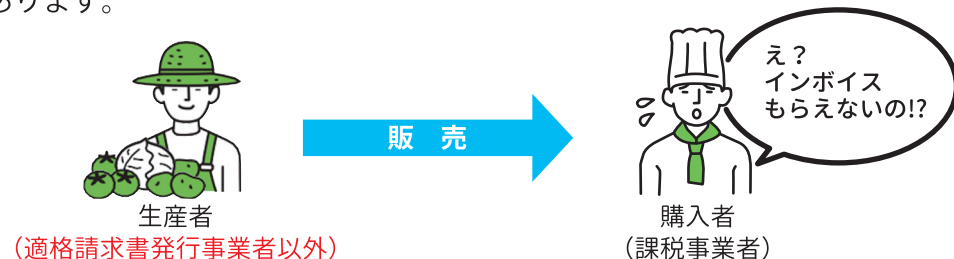
■ 媒介者交付特例が適用される取引の例



③ 業者等に直接販売をする場合

J A等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができませんので、難色を示される可能性があります。

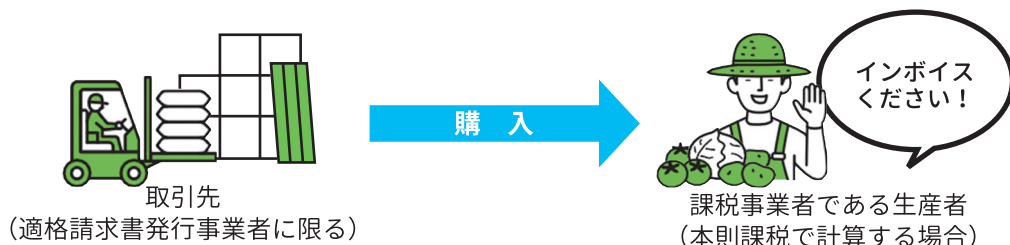
■ 直接販売先である業者からインボイスを求められる取引の例



農業用資材や農機等を購入する場合

課税事業者である**生産者**の方が農業に関するさまざまな支出をし、それらを消費税の計算で**仕入税額控除**の対象とするためには、**取引先が発行したインボイスを受領する必要があります**ので、**必ず先方にインボイスの発行を求めてください。**ただし、その相手が**適格請求書発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません。**なお、**簡易課税**で仕入税額控除の計算をする場合は**インボイス不要**です。

■ 生産者が仕入れる立場の場合



よくある質問

Q1 令和5年10月1日の段階で課税事業者であれば自動的に適格請求書発行事業者になるのでしょうか。

A1 課税事業者であっても、事業者登録番号の交付申請手続きが必要です。

Q2 適格請求書発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければいけないのでしょうか。

A2 適格請求書発行事業者は、課税事業者である購入者から要求された場合のみ、インボイスの発行が義務になります。なお、以下の場合にはインボイスの発行は不要です。

- ▶ 購入者が業者でない場合
- ▶ 購入者が免税事業者である場合
- ▶ 購入者が課税事業者であるがインボイスの発行を求めてこない場合

ただし、これらは販売時には判別できないため、適格請求書発行事業者はインボイスの発行ができる体制を整えておく必要があります。

Q3 簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合も、インボイスが必要なのでしょうか。

A3 仕入税額控除をする際にインボイスが必要となるのは本則課税で計算する場合のみです。簡易課税で計算する場合にはインボイスは不要です。

Q4 適格請求書発行事業者は簡易課税を選択すると、インボイスを発行できなくなるのでしょうか。

A4 簡易課税を選択しても、適格請求書発行事業者はインボイスを発行することができます。

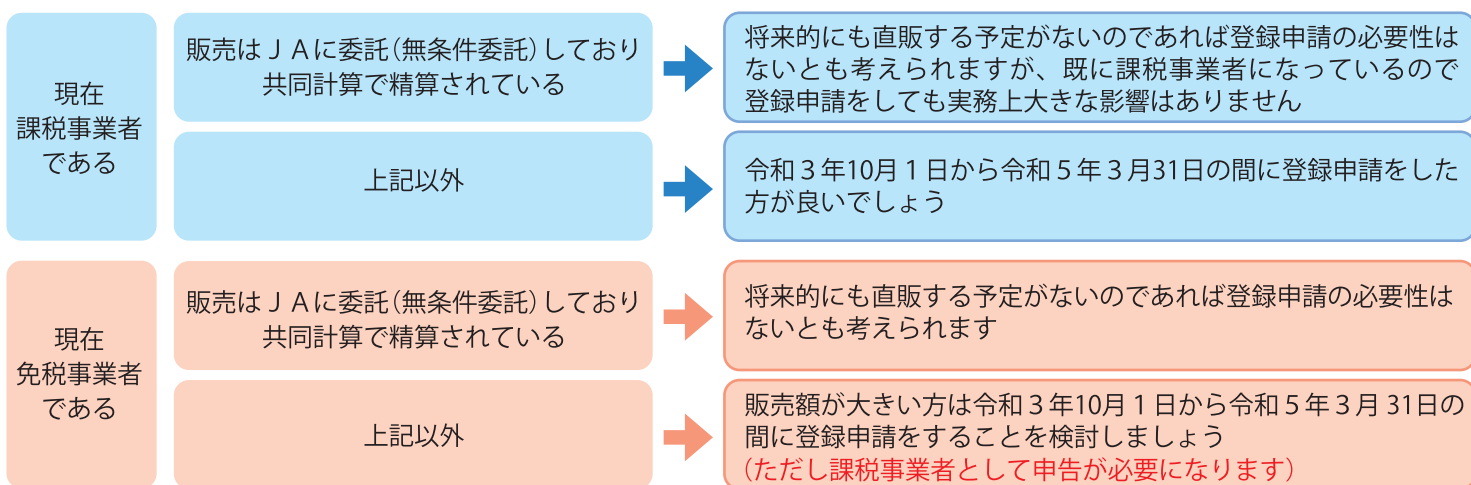
Q5 免税事業者で適格請求書発行事業者になることは考えていませんが、何か不利益はあるのでしょうか。

A5 インボイス制度のもとでは、買い手は適格請求書発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなりますので、免税事業者のままだと取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になる可能性があります。ただし、販売先が消費者のみの場合やJAの委託販売を利用して農協特例の適用を受ける場合等はインボイス不要となりますので、将来的にどのような販路で農産物を販売したいのかよく検討したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断が必要になります。
(下記『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照)

Q6 農事組合法人にはどのような影響があるのでしょうか。

A6 農事組合法人は、免税事業者である組合員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者はインボイスを発行できないため、農事組合法人側において仕入税額控除ができなくなります。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について検討する必要があります。

【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと



令和5年度からの対応については、農協特例(無条件委託、共同計算)以外の販売について検討中であり、決定後速やかに生産部会、座談会等を通じてお知らせいたします。
JA会津よつば

本リーフレットの配付には、農業者の経営安定化支援のため、JA共済の助成金が活用されています。

JA共済の地域貢献活動 ©2017 JA-KYOSAI